

サポートポータル利用規約の改定内容（新旧比較表）

※条文内容に影響のない軽微な修正は比較表に含まれません。

条文項目名	改定種別	2025年10月1日制定版（現行規約）	2026年1月1日改定版
1 （機密保持） 現行規約：条文なし 改定後規約：第11条	条文の新設	—	<p>1.ユーザーは、本サービスの提供に際して当社から書面、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により開示又は電磁的方法により開示された技術上、営業その他業務上の情報であって、当社が当該情報を直接機密である旨表示したもの（以下「機密情報」という。）について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、第4項で定める者に開示する場合を除き、機密情報を第三者に開示してはならないものとします。</p> <p>□前項にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は機密情報に含まれないものとします。</p> <p>(1)開示時点で既に公知のもの又は開示後にユーザーの責に帰すことのできない事由により公知となったもの</p> <p>(2)開示時点でユーザーが既に保有しているもの</p> <p>(3)開示後にユーザーが守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの</p> <p>(4)開示後にユーザーが機密情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの</p> <p>(5)オープンソースソフトウェアの著作権者より開示を義務付けられているもの</p> <p>3.ユーザーは、当社から開示された機密情報について、本サービスの利用目的の範囲内でのみ使用するものとし、本サービスの利用にあたり必要となる場合を除き、複製、改変が必要な場合は、事前に当社から書面又は電磁的方法による承諾を受けるものとします。</p> <p>4.ユーザーは、本サービスの利用に必要な範囲において、自己及び直接又は間接の親会社の役員、従業員に対して機密情報を開示できるとともに、本サービスの提供に必要な委託先その他の第三者及び弁護士、税理士、公認会計士その他法令に基づき守秘義務を負う者に対して、開示できるものとします。ただし、ユーザーは、第三者に開示した機密情報の機密保持について、当社に対して本規約上の責任を負うものとします。</p> <p>5.第1項にかかわらず、ユーザーは、法令、通達、ガイドライン等（以下総称して「法令等」という。）に基づき、開示を要求される場合には、要求される範囲に限り機密情報を開示することができるものとします。ただし、当該開示を行うにあたっては、必要最小限の範囲での開示となるよう合理的な努力を行うものとし、事前に（緊急止むを得ない場合には、事後速やかに）当社に対して当該開示について通知するものとします。</p> <p>6.当社から要請があった場合、ユーザーは、当社から開示された機密情報を当社の要請に応じて当社及びユーザー間で協議の上定めた方法に従い破棄又は消去した上で、当社の要請がある場合、当該破棄日又は消去日から起算して30日以内に当社及びユーザー間で協議の上定める確認書を提出するものとします。</p>

2 (個人情報の取り扱い) 現行規約：第10条1項 改定後規約：第11条1項	条文の修正	<p>1.当社は、本サービスの利用にともないユーザーが当社に提供した情報のうち、個人情報については当社の「プライバシーポリシー」およびServiceNow, Inc. の「ServiceNow プライバシーに関する声明® (https://www.servicenow.com/privacy-statement.html)」にユーザーが同意したとみなし、本ポリシーに基づき適切に管理を行います。</p>	<p>1.当社は、本サービスの利用にともないユーザーが当社に提供した情報のうち、個人情報については当社の「プライバシーポリシー」にユーザーが同意したとみなし、本ポリシーに基づき適切に管理を行います。</p>